

平成 28 年第 1 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 28 年 2 月 22 日（月曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 28 年 2 月 22 日（月曜日）午後 1 時 00 分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 1 定義案第 1 号 土地の取得について
- 第 4 1 定義案第 2 号 平成 27 年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 5 1 定義案第 3 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算
- 第 6 1 定義案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 1 定義案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

○議員定数 26 名

○欠員 0 名

○出席議員の氏名（25 名）

議席番号	氏名
1 番	安達 克典 君
2 番	橘 智史 君
3 番	塚 寿雄 君
4 番	出水 豊数 君
5 番	宮本 正信 君
6 番	陸平 輝昭 君
7 番	山口 進 君
8 番	吉田 克己 君
9 番	松畑 玄 君
10 番	辻本 宏 君
11 番	竹本 栄次 君
12 番	田中 昭彦 君
13 番	溝口 耕太郎 君
14 番	岡谷 裕計 君
15 番	奥田 誠 君

16 番	吉田 盛彦 君
17 番	岡本 克敏 君
19 番	荒尾 典男 君
20 番	中岩 和子 君
21 番	山本 真一郎 君
22 番	山下 雅久 君
23 番	瀧口 定延 君
24 番	新屋 常夫 君
25 番	仲江 孝丸 君
26 番	沼谷 美次 君

○欠席議員（1 名）

18 番 大竹 繁和 君

○説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
管 理 者	真砂 充敏 君
副 管 理 者	田岡 実千年 君
副 管 理 者	井 潤 誠 君
副 管 理 者	岩 田 勉 君
副 管 理 者	武 田 丈夫 君
副 管 理 者	田 嶋 勝正 君
みなべ町副町長	吉 本 正二 君

上富田町副町長	山本敏章君
那智勝浦町副町長	植地篤延君
太地町副町長	漁野伸一君
会計管理者	福田文君
事務局長	小郷彰豊君
事務局次長	中田実君
計画推進係長	廣田剛君
計画推進係企画員	狼谷慎一君
計画推進係企画員	尾崎秀明君
計画推進係主査	谷本俊英君
田辺市廃棄物処理課長	鈴木益男君
新宮市生活環境課長	岩崎誠剛君
みなべ町生活環境課長	西口文治君
白浜町生活環境課長	玉置孔一君
上富田町住民生活課企画員	栗田信孝君
すさみ町環境保健課長	森本明弘君
那智勝浦町住民副課長	三隅裕治君
太地町住民福祉課長	寺西敏次君
古座川町税務住民課長	谷口智信君
串本町住民課長	西山清志君

○書記出席者

書記 田上文啓君

午後 1時00分 開会

○議長（吉田克己君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は25名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成28年第1回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

18番 大竹繁和君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○議長（吉田克己君）

日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第1回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、処分場の建設につきましては、地元町内会様からの建設への御理解同様、事業用地に係る地権者の皆様方から御協力を得ること、つまり、用地を取得させていただくことが前提であります。

そのため、本組合におきましては、昨年度における地元町内会様との処分場建設に当たっての基本同意締結により、用地を取得するため、今年度からでございますが、地権者の皆様方、各々との用地交渉に取り組んできているところであります。

そうしたなか、その状況はかなり進捗してきてはおりますが、まだすべての事業用地の取得には至っていないため、今後とも引き続き、用地の取得に向けて、全力を挙げて取り組んで参りたいと考えておりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、結びとなりましたが、本日の案件は、只今申し上げました事業用地に係る件といたしまして、土地の取得についてのほか、平成27年度一般会計補正予算と平成28年度一般会計予算及び条例の制定並びにその他1件の計5件となっております。

御審議の上、御賛同賜りますよう重ねてよろしくお願い申し上げます。また、簡単にございますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田克己君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、

9番 松畑 玄 君、

19番 荒尾典男 君、

以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、

11番 竹本栄次 君、

21番 山本真一郎 君

以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（吉田克己君）

次に、日程第2 会期の決定を上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 1定議案第1号 土地の取得について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第3 1定議案第1号 土地の取得についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1定議案第1号 土地の取得については、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならぬ契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1定議案第1号でございますが、この議案は、現在本組合が計画している田辺市稲成町字別庄ほか地内に位置する広域廃棄物最終処分場の整備事業用地として、土地を取得することについて、本組合条例に従い議会の議決を求めるものであります。

その本組合条例とは、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならぬ契約及び財産の取得又は処分に関する条例のことで、同条例第3条におきまして、議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買い入れや売り払いで、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限るとなっております。

そこで、このたびは事業用地としての土地の取得ということで財産の取得となるわけですが、本事業におきましては、取得に伴う

予定価格はもとより、土地についても、その面積は議会の議決を要する規模でございます。

そうした上で、本日ここに上程させていただきましたのは、冒頭管理者からの招集挨拶の中にもございましたように、事業用地としての土地を取得するため、今年度から用地交渉に取り組んできているなか、事業用地の一部ではございますが、交渉開始以来、これまでの間に土地を取得させていただくことについての交渉が調いました分に係る案件でございます。

その案件に伴う各土地の所在地や面積など詳細に関しましては、次ページから3ページに掛けて記載しておりますが、それを各々一括で表わしますと、只今お開きの1ページの中で1～4として列記のとおりでございます。

そこでまず1、場所でございますが、田辺市稲成町字別庄2687番ほか56筆、次に2として、面積は10万飛んで549.62平方メートルであります。

ちなみに、この筆数及び面積は、事業用地としての土地の取得に係る全体の約7割に相当するものでございます。

続いて3、取得予定価格は2億8,203万3,176円となり、その費用は、事業用地としての土地を取得するため、今年度の一般会計予算にて計上している公有財産購入費での対応を予定しています。

そして最後に4 取得の相手方、つまり、地権者の方でございますが、田辺市高雄三丁目3番36号の方ほか39人及び1法人であります。

要は、地権者数にしますと計40人及び1法人でございますが、ちなみに、この地権者数は事業用地としての土地の取得に係る全地権者数の約8割近くに相当する数でございます。

なお、本組合では残る地権者の方々とは現在も交渉を継続中でありまして、その交渉に当たっては、これまでの40人及び1法人方と同じく、説明と同意を基本に交渉に努めているところで、結果、交渉が調い次第、今後できるだけ早期に、このたび同様、議会へ上程して参りたいと考え

ている次第です。

こうしたことで、今年度から用地交渉に取り組んできているなか、事業用地の一部ではございますが、まずは一旦、これまでの間に交渉が調いました分、いわゆる、只今御説明の議案書1ページに記す土地の取得について、本組合条例に従い、本日議決をお願いするもので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、可決いたしました。

日程第4 1定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算（第2号）について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第4 1定議案第2号 平成27

年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算
(第2号)を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者(真砂充敏君)

1 定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計補正予算(第2号)につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計補正予算は、既定予算に歳入歳出それぞれ3億1,427万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ7億3,132万8千円とする補正予算を行うものです。

詳細につきましては、事務局長から説明させていただきますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(吉田克己君)

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長(小郷彰豊君)

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。議案書は4ページでございます。

まず、今回の補正予算の概要から申し上げますと、先の議案第1号のとおり、事業用地としての土地の取得が一部となったため、それに伴いおのずと生じて参ります平成27年度一般会計予算のうち、公有財産購入費等並びに関連する構成市町の負担金や県補助金などの不用額について、減額を御願ひするための補正予算でございます。

この減額は、本組合事業に係る予算につきましては、県補助金も充当しているなか、県補助金は基本的に繰り越し処理ができないため、一旦、減額を行なうものであります。

なお、事業用地として残る土地の取得などに要する公有財産購入費等につきましては、この後御審議いただく平成28年度一般会計予算にて、再び計上させていただいておりますので、よろしく御願ひ申し上げたいと存じます。

それでは、議案書の4ページに戻りますが、1 定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,427万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3,132万8千円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

各款項ごとの補正額は、第1表 歳入歳出予算補正として、次のページに掲載しておりますので御説明いたします。

では、5ページであります。

まず、歳入でございますが、1 款分担金及び負担金 1 項負担金について、補正前の額が8億7,992万8千円で補正額がマイナス2億9,855万8千円のため、計5億8,137万円となります。

2 款県支出金 1 項県補助金について、補正前の額が1億4,413万3千円で補正額がマイナス785万7千円のため、計1億3,627万6千円となります。

4 款繰入金 1 項基金繰入金については、補正前の額が2,141万6千円で、補正額がマイナス785万6千円のため、計1,356万円であります。

したがって、歳入合計は補正前の額10億4,559万9千円に補正額3億1,427万1千円を減額した計7億3,132万8千円となります。

そして、その下の歳出でございますが、3 款衛生費 1 項清掃費について補正前の額が10億3,037万円で補正額がマイナス3億1,427万1千円のため、計7億1,609万9千円であります。

す。

したがって、歳出合計としましては補正前の額 10 億 4,559 万 9 千円に補正額 3 億 1,427 万 1 千円を減額した計 7 億 3,132 万 8 千円となります。

続きまして、6 ページをお願いします。

歳入につきまして、御説明いたします。

1 歳入 1 款分担金及び負担金 1 項負担金 1 目負担金 2 節衛生費負担金につきましては、ごみ量割 100%で構成市町の負担金を算出しているものでございますが、公有財産購入費等による不用額に伴いマイナス 2 億 9,855 万 8 千円を計上しているものでございます。

次に、2 款県支出金 1 項県補助金 1 目衛生費県補助金 1 節清掃費補助金、マイナス 785 万 7 千円につきましては、このたび減額となる衛生費に係る県からの補助金でありまして、今回、公有財産購入費等を減額することにより、今年度に要する廃棄物処理施設整備等事業費補助金も併せて減額となるものであります。

更に、7 ページを御覧ください。

4 款繰入金につきましては、本事業に係る経費で産業界負担分として、一旦、県が負担し、一括交付のもと、本組合で基金として造成しました廃棄物最終処分場運営適正化基金から、調査や公有財産購入など、いわゆる、処分場整備事業に要する経費に一部充当するため、取り崩す経費でございますが、前述同様、このたびの減額に伴い、マイナス 785 万 6 千円を計上しているものであります。

以上が歳入でありまして、続いて歳出を御説明いたします。次の 8 ページでございます。

3 款衛生費 1 項清掃費 1 目広域最終処分場整備事業費 17 節公有財産購入費におけるマイナス 2 億 6,581 万 7 千円につきましては、冒頭、概要の中でも御説明しましたように、事業用地としての土地の取得が一部となったため、生じて参りました公有財産購入費の不用額について、一旦、減額するものでございます。

加えて、22 節補償補填及び賠償金のマイナス

4,845 万 4 千円につきましても、前述土地の取得に伴い生じる樹木補償などに係る不用額について、一旦、減額するものでございます。

以上で、1 定議案第 2 号の補足説明を終わらせていただきます。どうか、よろしく願います。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 2 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 2 号は、可決いたしました。

日程第 5 1 定議案第 3 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第 5 1 定議案第 3 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算を上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 3 号 平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

一般会計の歳入歳出予算総額は、それぞれ 3 億 2,717 万円でございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の 9 ページをお願いします。

平成 28 年度紀南環境広域施設組合一般会計予算につきまして御説明いたします。

第 1 条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 2,717 万円に定めるものでございます。

歳入及び歳出予算の内容につきましては、次の 10 ページに款項ごとに計上しています。

後ほど詳しく御説明いたしますが、本年度予算の概要を申し上げますと、通常の人件費や事務所経費とは別に、先の議案第 1 号はじめ、第 2 号に伴い、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地として、前年度において未取得となっている土地の取得などに要する公有財産購入費等についての予算を計上させていただいているものでございますが、前年度予算額と比較しますと、相当額の減額となっております。

一旦、ここではその減額合計のみの説明とさせていただきますが、次の 11 ページから 12 ページに掛けての歳入歳出予算事項別明細書の総括

に記すとおり、前年度予算額と比較しまして、本年度予算額は 5 億 9,570 万 3 千円の減となっております。

それではまず、歳入から御説明いたしますので、13 ページ目をお願いします。

まず、分担金及び負担金につきましては、総務費負担金として 2,407 万 7 千円、衛生費負担金として 2 億 8,957 万 9 千円を計上しております。

総務費負担金につきましては、歳出の議会費、総務費、予備費に関する経費を均等割 5%、ごみ量割 95%で構成市町の負担金といたしております。

また、衛生費負担金につきましては、歳出の衛生費に関する経費をごみ量割 100%で構成市町の負担金といたしております。

よって、本年度における負担金の総額は 3 億 1,365 万 6 千円となり、前年度より 5 億 6,627 万 2 千円減となっております。

続いて、14 ページをお願いします。

まず、県支出金でございますが、657 万 4 千円を計上しております。これは、県からの廃棄物処理施設整備等事業費補助金であり、前年度と比較しまして 3,625 万 7 千円減となっております。

次に、財産収入でございますが、36 万 2 千円を計上しております。これは、財団法人紀南環境整備公社からの寄附金に基づく施設整備事業基金積立金及び前年度に県から一旦、産業界負担分として本組合に対し処分場整備事業に要する経費として一括交付され、基金として造成しました廃棄物最終処分場運営適正化基金の積立による利息分の収入でありまして、前年度と比較して 24 万 8 千円増となっております。

続いて、繰入金につきましては、次の 15 ページにまたがっておりますが、657 万 7 千円を計上しております。

これは、本年度における公有財産購入など処分場整備事業に要する経費の一部として充当するため、廃棄物最終処分場運営適正化基金か

ら取り崩すための経費であります。前年度は項目がなく0円のため、前年度との比較は657万7千円増となっております。

続いての諸収入につきましては、臨時職員の雇用保険料自己負担分を受け入れるもので、1千円を計上しておりますが、前年度は項目がなく0円のため、前年度との比較は1千円増となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。16ページをお願いします。

まず、議会費でございますが、議員報酬や議会活動及び運営に要する経費として61万3千円を計上しております。

前年度予算額は54万円でありましたので、比較すると7万3千円増となっております。

続いて、同じくその16ページの真ん中付近から次の17ページに掛けての総務費でございます。

本年度予算額は2,264万5千円で、これは組合執行機関である正副管理者などに係る報酬のほか、人件費や事務費などの経費を計上しているものでございます。

前年度予算額は1,368万9千円でありましたので、比較すると895万6千円増となっております。

その主な理由としまして、前年度は正職員1人、臨時職員1人の員数2人でありましたが、本年度は衛生費からの配置転換による正職員1人の増員を予定しているもので、その1人分の給料、諸手当等人件費について増となっているのが要因でございます。

続いて、おめくりください。次の18ページから19ページにかけての衛生費でございます。

本年度予算額は3億291万2千円で、これは人件費や事務費のほか、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地として、前年度において未取得となっている土地の取得などに要する公有財産購入費等についての費用を計上しているものでございます。

前年度予算額は9億764万4千円でありまし

たので、6億473万2千円減となっております。

その主な理由としましては、先ほど総務費の増減理由のところでも御説明いたしましたが、総務費への配置転換による職員1人減というのが、一つの要因でございます。

加えて、最も大きな理由としましては、先ほどの議案第1号のとおり、前年度において事業用地の一部ではございますが、土地の取得などにより、それに要する公有財産購入費はもとより、その用地に点在する樹木や物件などの補償補填及び賠償金が減額となっているためであります。

続いて、予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上しております。

そして、最後に次の20ページから23ページに掛けては給与費明細書を記載させていただいています。

恐れ入りますが、説明は割愛させていただきますので、御了承のほどお願いいたします。以上で、平成28年度紀南環境広域施設組合一般会計予算についての補足説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 3 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、1 定議案第 3 号は、可決いたしました。

**日程第 6 1 定議案第 4 号 行政不服審査法
に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定について**

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第 6 1 定議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 4 号についての補足説明をさせていただきます。議案書の 24 ページをお願い

します。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、これは、来る平成 28 年 4 月から行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為などに関する不服申立てについての一般法である行政不服審査法が改正施行されることによるものであります。

この法の改正の一つは、審理員による審理手続きを適用しないということが認められるもので、ほか、用語の整理等としまして「不服申立て」を「審査請求」に改めるなどであります。

それらに関連し、一部改正を要する本組合条例としては、次の 25 ページの第 1 条及び第 2 条に記すとおり、「情報公開条例」と「個人情報保護条例」の 2 つが該当いたします。

そして、ほか第 3 条の「行政手続条例」と第 4 条「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」、それに第 5 条の「職員の給与に関する条例」は、次の 26 ページに掛けてでございますが、その 3 つにつきましては、用語の整理等、一部改正を行なうものであります。

したがって、そうした現行 5 つの本組合条例につきましては、来る平成 28 年 4 月 1 日からの行政不服審査法の施行に伴い、改正のうえ、同日付で施行したいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 4 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は、可決いたしました。

日程第 7 1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第 7 1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

1 定議案第 5 号 和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、設置を要する第三者機関に関する事務を和歌山県へ委託することについて、地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

1 定議案第 5 号についての補足説明をさせていただきます。議案書の 27 ページをお願いいたします。

和歌山県と紀南環境広域施設組合の行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関に関する事務の委託についてでございますが、これは先の議案第 4 号に関連し、生じて参る案件でございます。

具体的に申しますと、来る 4 月からの行政不服審査法の改正施行により、行政処分に関わる不服申立制度も全面的に見直しされることとなります。

その見直し内容の一つとして、裁決について公正性の向上を図るため、第三者の視点から審査庁の判断の妥当性をチェックする機関として、各地方公共団体におきましては有識者から成る行政不服審査会としての機能を有する第三者機関の設置が義務づけられることとなります。

ただし、そうした第三者機関は、単独で設置する方法のみならず、他の団体との共同設置、或いは他の団体への委託といった方法も採ることができます。

このため、当和歌山県におきましては、制度の施行にあわせ、希望する地方公共団体においては当該機関の設置について事務を受託する意向が示されたところであります。

そうしたことから、本組合では県内における他の地方公共団体の動向を参考に勘案の結果、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法第 81 条第 1 項に規定する機関、すなわち、第三者機関の設置と関係事務を和歌山県に委託しようとするものであります。

なお、その委託事務の範囲はじめ、管理及び執行の方法や経費の負担などの規約につきまし

ては、只今お開きのページから最終 28 ページに記すとおりでありまして、この規約の施行日は、来る平成 28 年 4 月 1 日と予定しているものがあります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

1 定議案第 5 号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は、可決いたしました。

閉 議

○議長（吉田克己君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

それでは、これをもって、平成 28 年第 1 回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様方、どうも御苦労さまでした。

午後 1 時 28 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 28 年 2 月 22 日

紀南環境広域施設組合

議長 吉 田 克 己

議員 松 畑 玄

議員 荒 尾 典 男